

○中部大学競争的研究資金運営及び管理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の基本理念及び研究上の使命に基づき、本学職員の研究活動に係る競争的研究資金（以下「研究資金」という。）の運営及び管理に関する必要な事項を定め、研究資金を公正かつ適正に取り扱い、倫理的・社会的責任を全うするとともに、適正な研究の推進及び支援に資することを目的とする。

2 研究資金の運営及び管理に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣制定）」及び関係諸規程に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において研究資金とは、次に掲げる文部科学省等の研究資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

- (1) 科学研究費補助金、科学技術振興調整費、その他省庁の競争的研究資金
- (2) 私立大学学術研究高度化推進事業
- (3) 前2号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究資金

(最高管理責任者)

第3条 本学の研究資金の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の研究資金の運営及び管理を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者は、研究支援センター長をもって充てる。

(事務部門の管理責任者)

第5条 統括管理責任者を補佐し、本学の研究資金に関する事務部門の責任と権限を持つ管理責任者は、研究支援センター次長をもって充てる。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、中部大学における研究者の行動規範（平成19年4月1日制定）に従って誠実に研究資金を執行しなければならない。

(ルール of 明確化)

第7条 統括管理責任者及び事務部門の管理責任者は、研究資金に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(事務処理の相談窓口)

第8条 事務処理手続及び研究資金の使用に関するルール等について、機関内外から相談を受け付けるため、研究支援センターに相談窓口を置く。

(関係者の意識向上)

第9条 統括管理責任者及び事務部門の管理責任者は、中部大学における研究上の使命を全学に周知徹底するとともに、研究者の研究資金に対する意識向上を図るために、研究資金の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(不正防止)

第10条 最高管理責任者は、研究資金に関して不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

(不正防止計画の推進)

第11条 大学全体の観点から、研究者倫理委員会、研究支援センター運営委員会及び関係各部署は協力して、研究資金の運営及び管理に関する実態を把握・検証し、不正防止計画を推進する。

2 総括管理責任者は、研究資金の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部署と連携・協力し、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(適正な執行管理)

第12条 事務部門の管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行するものとする。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究資金の運営及び管理に関し必要な事項は、研究者倫理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する